

副 本

令和[年]（ワ）第[号] 損害賠償等請求事件

原 告 閲 覧 制 限

被 告 東 京 都

準 備 書 面 (1)

令 和 4 年 1 月 2 5 日

東京地方裁判所民事[御中]

被 告 指 定 代 理 人

同

同

同

同

同

< 目 次 >

第1 請求の原因に対する認否	3
1 「第1 はじめに」について	3
2 「第2 当事者」について	3
3 「第3 事案の概要」について	3
4 「第4 警察官による違法行為」について	4
5 「第5 損害」について	8
6 「第6 相互保証」について	9
7 「第7 結語」について	9
第2 本件の事実経過	9
1 本件公園での取扱状況について	9
(1) 地域課員による取扱状況について	9
(2) 生活安全課員による取扱状況について	11
2 ■署における取扱状況について	14
3 訴外男性に対する原告連絡先の教示等について	17
第3 原告らの主張に対する反論	17
1 本訴における違法性判断基準	18
2 ■署員らの取扱いに国賠法上の違法はないこと	18
(1) 事情聴取の実施に違法はないこと	18
(2) 連絡先の教示が社会通念上不相当とはいえないこと	24
(3) ■署員らの取扱いに人種差別は認められないこと	25
(4) 小括	26
第4 結語	26

被告は、本準備書面において、請求の原因に対する認否（第1）、本件の事実経過（第2）及び原告らの主張に対する反論（第3）を述べる。

第1 請求の原因に対する認否

1 「第1 はじめに」（訴状6ページ）について

警視庁 [] 警察署（以下「[]署」という。）の警察官（以下、[]署の警察官を「[]署員」という。）が、令和3年6月1日（以下「本件当日」という。）、原告ら（以下、原告らのうち、母親を「原告」、子を「原告娘」という。）のトラブルの相手方である男性（以下「訴外男性」という。）からの110番通報を受けて通報場所に臨場したこと、[]署員が、原告らからの事情聴取を行ったこと及び原告らの住所等を訴外男性に伝えたことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

2 「第2 当事者」（訴状6ページ）について

認める。

3 「第3 事案の概要」（訴状7ページ）について

(1) 「1 警察官臨場までの経緯」について

原告らが、本件当日、東京都 [] 所在の [] 区立 []公園（以下「本件公園」という。）を訪問していたこと、原告が英語を解すること、原告娘が日本国籍であること及び本件公園に臨場した [] 署員が先着の2名を含む計6名であったことは、認める。

その余は不知。

(2) 「2 警察官による行為の概要」について

本件当日、[]署生活安全課 [] 警部補（以下「[]警部補」という。）が本件公園に臨場したこと、本件公園での取扱いが1時間30分程度であったこと、[]署員が、原告らを車両で []署に同行し、同署4階の生活安全課内の小部屋（以下「本件聴取室」という。）において電話による英語通訳を介し原告らからの事情聴取を行ったこと、原告が本件聴取室から

退室した後に原告娘からの事情聴取を行ったこと、原告らの写真撮影を行ったこと及び訴外男性に原告の氏名等を教示したことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

4 「第4 警察官による違法行為」（訴状9ページ）について

(1) 「1 国家賠償法上の違法性の判断基準」について

最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決（民集39巻7号1512頁）に係る記載は、認める。

■署員に係る不法行為の存在は、争う。

(2) 「2 違法事由」について

ア 「(1) 違法な身体拘束及び事情聴取」について

(ア) 「ア 令状なき強制処分として違法であること」について

a 「(ア) 違法性の判断基準」について

最高裁昭和51年3月16日第三小法廷判決（刑集30巻2号187頁）に係る記載は、認める。

主張は争う。

b 「(イ) 本件警察官らの行為」について

(a) 「i 公園での留め置き及び警察署への連行」について

あ 「(i) 訴外男性の言い分を一方的に信じたこと」について

本件当日午後1時30分頃、訴外男性からの110番通報を受

けて、■署地域課 ■巡査長（以下「■巡査長」という。）及び同課 ■巡査長（以下「■巡査長」という。）

が本件公園に先着し、次いで、■警部補及び■署生活安全課 ■巡査部長（以下「■巡査部長」という。）、その後、

同署刑事課員2名の計6名の警察官が臨場したこと、■巡査長が、本件公園において、訴外男性（以下「訴外通訳者」という。）の英語通訳を介して原告からの事情聴取を行ったこと、その際、原告が、原告娘は何もしていない旨を述べていたこと、■

■署員が、同公園において訴外男性の子（以下「訴外子」とい

う。) の傷の写真撮影を行わなかつたことは、認める。

その余は否認する。

■署員が、原告らの言い分を聞こうとしなかつた事実はない。

い 「(ii) 帰宅を許さずに警察署へ連行したこと」について
本件公園内での原告らの取扱いが、1時間30分程度であったこと、午後3時頃、原告らに■署への同行を求めたこと及び訴外子に同行を求めなかつたことは、認める。

原告の内心は不知。

その余は、否認ないし争う。

原告らが帰宅を申し出たことはなく、■署員は同行の理由について説明している。また、訴外男性については同行を求めてい

る。

⑥ 「ii 警察署での事情聴取」について

あ 「(i) 最大5名の警察官が原告らを囲んで事情聴取を行つたこと」について

■警部補を含む■署員が、本件聴取室において、原告からの事情聴取を行つたこと、事情聴取を行つた■署員と原告らが、同室中央の机を挟む形で着席していたことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

聴取にあたつて必要最低限の人員しか本件聴取室には入室していらない。

い 「(ii) 終始一貫して訴外男性の言い分を認めさせようとしたこと」について

■氏が原告の■であるとの点は、不知。

その余は、否認ないし争う。

■署員が、訴外男性の言い分を認めさせようとした事実はない。

う 「(iii) 母語の通訳の要否を確認せずに事情聴取を行ったこと」について

原告が [REDACTED] 国出身であり、同国の国語が [REDACTED] 語であること、原告が英語を解すること、[REDACTED] 署員が、[REDACTED] 署において、原告らに対して [REDACTED] 語の通訳の要否を確認することなく、英語の電話通訳を介して事情聴取を行ったことは、認める。

原告の日本語の理解の程度は、不知。

え 「(iv) 明示の希望に反して帰宅を許さなかったこと」について
否認する。

原告らが、食事や帰宅を繰り返し申し出た事実はない。

お 「(v) 幼児を1人にして事情聴取を行ったこと」について

[REDACTED] 警部補が、原告に対して一時的に本件聴取室から退室を求めたこと（ただし、時間は午後4時頃である。）、原告が退室した後、原告娘からの事情聴取を行ったこと、原告娘からの事情聴取を終え、本件聴取室から退室した後に原告娘が泣き出したこと、その際、原告がいざれかに電話していたことは、認める。

原告の内心は不知。

その余は否認する。

原告娘の聴取を行ったのは [REDACTED] 警部補1名のみであり、複数の警察官で原告娘を取り囮んだ事実はない。

か 「(vi) 任意であることを説明せずに写真撮影したこと」について

[REDACTED] 巡査部長が、事情聴取の際、原告らのマスク着用時と非着用時の写真撮影を行ったことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

[REDACTED] 巡査部長は、原告らに対し、写真撮影について許可を求めており、原告らはこれを承諾している。

き 「(vii) 食事させずトイレやオムツ交換等の休憩を許さなかつたこと」について

原告が、■署に到着後、署内の自動販売機で飲料を購入したことは、認める。

その余は否認する。

原告らから、食事、トイレ、オムツ交換についての要望があつた事実はない。

く 「(viii) 訴外男性に電話番号を提供することを承諾しなければ帰宅を許さないと迫ったこと」について

原告が、午後5時過ぎ、■巡査部長に対し、原告の息子が帰宅するので原告も帰宅したい旨を申し立てたこと、原告の息子が■署に到着した際、■署員が、原告を同署1階まで案内したことは、認める。

原告の息子に関する事情、デイサービス施設の業務、原告とデイサービス施設職員とのやり取りは、不知。

その余は、否認ないし争う。

■署員が、原告らに対し、原告の連絡先の教示に関し強要した事実はない。

○ 「(ウ) 違法性」及び「(エ) 小括」について
争う。

(イ) 「イ 警察比例の原則に反した違法な職務執行であること」(訴状16ページ)について

否認ないし争う。

イ 「(2) 訴外男性への個人情報提供」(訴状29ページ)について

(ア) 「ア 違法性の判断基準」について

同項記載の法令等の規定内容は特に争わない。ただし、■署員が、原告の同意なく違法に個人情報を目的外提供した旨を主張するのであれば、争う。

(イ) 「イ 警察官らの行為」について

a 「(ア)」について

■署員が、原告に対し、原告の「連絡先」を訴外男性に提供することの可否について確認したこと（電話番号のみを教示することについての承諾は求めていない。）、■警部補が、訴外男性に対し、原告の氏名、住所を含む連絡先を教示したことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

原告は、連絡先の教示について了承したものであり、拒否した事実はないし、■署員が強要した事実もない。

b 「(イ)」について

東京都公安委員会宛の苦情の記載内容は認める。

その余は、否認ないし争う。

(ウ) 「ウ 違法性」及び「エ 小括」について

争う。

ウ 「(3) 人種差別行為」（訴状32ページ）について

(ア) 「ア 違法性の判断基準」について

同項記載の各法令等の規定内容及び主張は一般論としては、特に争わない。ただし、■署員による人種差別の違法性をいうのであれば、争う。

(イ) 「イ 本件警察官らの行為」及び「ウ 違法性」について

本件公園において、訴外男性が、原告に対し、「なんでこんな外人を日本にいれるんだ。」などとの発言をしていたことは、認める。

訴外男性がたばこの煙を原告の顔に吹きかけたとの点は、不知。

その余は、否認ないし争う。

5 「第5 損害」（訴状38ページ）について

訴外男性に係る行為については、不知。

その余は争う。

6 「第6 相互保証」（訴状41ページ）について

認める。

7 「第7 結語」（訴状42ページ）について

争う。

第2 本件の事実経過

1 本件公園での取扱状況について

(1) 地域課員による取扱状況について

ア ■■■■■巡査長及び■■■■■巡査長（以下「■■■■■巡査長ら」という。）は、本件当日午後1時16分頃（以下、本件当日の時刻を記載する場合は、単に時刻のみを記載する。）、■■■■■公園内で子供同士のけんか口論との110番通報を受け、本件公園に向かった。

イ ■■■■■巡査長らは、午後1時27分頃、本件公園に到着し園内の検索を開始すると、水色ワンピース、白色スカーフを着用した女性（原告）が、■■■■■巡査長らに向かって手を振ったことから、通報の関係者であると判断して近くに向かった。すると、原告の近くにいた灰色シャツを着用した男性（訴外男性）が■■■■■巡査長らに歩み寄り、原告を指さし、「あの女の在留カードを確認しろ。」などと大声で述べるとともに、原告の近くに立っていた黒色キャップ、青色のボーダーシャツ着用の男性（訴外通訳者）に対して「傷害だ、傷害。あいつに突き飛ばされた。訴えてやる。」などと申し立てたため、■■■■■巡査長らは、まず原告及び訴外男性から事情聴取を行うこととし、それぞれを10メートルほど離れた位置まで移動させた。

ウ ■■■■■巡査長が訴外男性からの事情聴取を行ったところ、同人は、訴外子が滑り台の階段を登っていると、原告娘が訴外子を引っ張ったりした上、滑り台上のアーチ状の手すり部分にぶら下がり足を振ったので、訴外子に足が当たって階段から落ちそうになった、滑り台を滑り降りた原告娘を追いかけ注意したら原告が原告娘を連れて立ち去ろうとしたので追いかけた

が、その際、原告との間に割って入ってきた訴外通訳者から腕を掴まれたので、訴外通訳者を訴えるなどと述べたほか、原告は訴外子に原告娘の足が当たった状況を見ていなかったと言っているなどと申し立てた。

エ 一方、■■■巡査長が、原告に対して、日本語で何があったんですかなどと申し向けて事情聴取を開始すると、原告は無言で通話中と思料される携帯電話を差し出してきたため、通話の相手方が誰か説明を求めたが、原告は、返答せず無言のままであり、■■■巡査長の問い合わせを理解していない様子であった。その状況を見た訴外通訳者が、英語での通訳を申し出てきたことから、■■■巡査長は、訴外通訳者に通訳を依頼し、原告からの事情聴取を行うこととした。

オ ■■■巡査長は、訴外通訳者を通じて、原告に対して通話先が誰であるか確認すると、原告は■■■区役所の職員である旨を答えたため、原告が差し出した電話に出て■■署の■■である旨を告げた。すると、相手方は、■■■区役所の■■■(以下「訴外■■氏」という。)と名乗り、何があつたのですかなどと説明を求めてきたことから、■■■巡査長は、通報を受けた現場に到着したばかりでまだ状況は分からず、必要があればこちらから連絡する旨を伝えて電話を切り、原告に電話を返却した。

カ その後、■■■巡査長は、氏名等の確認のため原告に身分証の提示を求め、提示を受けた原告の在留カードや携帯電話に保管されていた原告娘のパスポート写真を確認していたところ、訴外男性が、携帯電話を耳に当て「なんでこんな外人を日本に入れるんだ。」、「なんで■■区のやつが■■区にいるんだ。」などと怒鳴りながら、原告に近寄ってきたことから、■■■巡査長と協力して訴外男性が原告に近づかないようにしつつ、訴外男性に対して「そんなことを言うのはやめてください。あなたの話もちゃんと聞きますから。」などと何度も注意した。■■■巡査長は、引き続き原告に対して、本件公園内で何があつたのか確認すると、原告は、訴外男性を指し示し、何もやってないのに訴外男性が怒ってきたなどと申し立てたが、そ

の原因について心当たりを尋ねても、何もしていないから分からないなどと答えるのみであったため、訴外男性とのトラブルの原因について判然としなかった。

(2) 生活安全課員による取扱状況について

- ア [] 警部補及び [] 巡査部長（以下「[] 警部補ら」という。）は、午後1時45分頃、本件公園に到着し、先着の [] 巡査長らから原告及び訴外男性から聴取した内容について説明を受けた後、原告を含めた関係者からの事情聴取を開始することとした。
- イ [] 警部補が、原告に対して「日本語しゃべれない？」と尋ね、日本語での会話が可能か確認しようとしたところ、訴外男性が近寄って来て、原告娘に訴外子が蹴られたなどとまくし立ててきたため、訴外男性からの事情聴取を行うこととし、原告からの事情聴取は [] 巡査部長が行うこととした。
- ウ [] 警部補が訴外男性に訴外子の怪我の有無等について確認したところ、訴外男性は、訴外子が原告娘に胸の辺りを蹴られた、今は痣にはなっていないが病院には連れて行くつもりである、訴外子が滑り台の階段を登っていたら原告娘がすべり板側から滑り台に上がり、滑り台上のアーチ状の手すり部分にぶら下がって訴外子を蹴り、訴外子が階段から落ちそうになった（以下、滑り台において原告娘が訴外子を蹴ったとする状況を「本件状況」という。）、その後、原告娘が謝りもせず滑り台を滑って行ったので注意したら、原告が原告娘を連れて何も言わずに立ち去ろうとしたため追いかけた、その際、訴外通訳者が原告と自分の間に割って入り、訴外通訳者から腕を掴まれる暴行を受けたので同人も訴えたいなどと矢継ぎ早に申し立てた。このため、[] 警部補は、訴外男性に対し滑り台の場所を案内させ、同所において本件状況について説明を求めたが、この際にも、訴外男性が、訴外通訳者から腕を掴めた、暴行だなどと申し立てたため、午後2時頃、暴行事件を担当する [] 署刑事課に連絡し、同課員に本件公園に臨場するよう要請した。

エ その後、訴外男性は、████████警部補に対し、滑り台を指し示しながら滑り台における訴外子と原告娘の位置関係などについて説明するとともに、原告については、滑り台近くのベンチに座ってスマートフォンを操作しており原告娘を見ていなかったなどと述べたほか、本件公園内の防犯カメラを確認してほしい、原告らを追いかけた状況は、本件公園内の████████の警備員も見ていたなどとも述べた。また、訴外男性は、訴外子が蹴られたことについて被害届を提出したいなどとも述べ、████████警部補が、原告娘の年齢からすれば刑事事件としての取扱いはなじまない旨を説明すると、そうであるならば親の責任はどうなるのか、民事裁判で原告を訴えたいなどと述べた。これに対し、████████警部補は、調査を行った結果に応じて然るべき措置は講ずるが、その結果については回答しないこと、民事訴訟については関与しないことなどを説明した。その後、████████警部補は、██████巡査部長に警備員から目撃した状況を聴取するよう指示し、自らは滑り台等の写真撮影を行うとともに、付近の防犯カメラの設置状況等を確認したが、滑り台方向を撮影している防犯カメラの発見には至らなかった。

オ また、████████警部補は、訴外男性から数メートル離れた所にいた訴外男性の妻からの事情聴取も行ったところ、同人も滑り台の階段を登っていた訴外子が、滑り台上のアーチ状の手すり部分にぶら下がった原告娘に蹴られた、訴外子の胸に痣等は今は確認できないなどと、訴外男性が申し立てた状況と同様の説明をした。

カ ████████巡査部長は、原告と訴外男性間のトラブルの状況等を目撃したと思われる図書館の警備員を探し、同警備員から目撃状況を聴取しようとしたが、警備員は、詳しいことは見ていないから分からぬなどと述べたため、聴取を打ち切り、原告の所へ戻った。██████巡査部長は、原告の近くにいた訴外通訳者に通訳を依頼して原告からの事情聴取を行ったところ、原告は、原告娘が何もしていないのに、訴外男性が滑り台を滑り下りた原告娘を追いかけ、大声で怒鳴ってきたなどと申し立てたことから、原告に対して滑

り台での状況を見ていたのか質問すると、原告は「わからない。」、「電話をしていた。」などと答えた。

キ [REDACTED] 警部補は、原告が滑り台での状況を見ていなかったことから、原告娘からも事情を聞く必要があると認めたが、聴取にあたり日本語での会話が可能か分からなかったため、原告娘に対し「日本の学校に行っているの？少しも日本語話せないの？」、「君が本当に蹴ったの？」などと質問したが、原告娘からの返答はなかたため聴取を打ち切った。

この際、[REDACTED] 警部補が、原告娘に対し、「お前がどうせ蹴ったんだろう。」、「お前が蹴ったからこんなことになっている。」などと発言した事実はないし、原告娘の説明を遮った事実もない。

ク [REDACTED] 警部補は、[REDACTED] 巡査長らや[REDACTED] 巡査部長が聴取した事実を総合しても、原告と訴外男性のトラブルの経緯等は明らかにならない上、それぞれの言い分も異なっていたことから、[REDACTED] 署において通訳を介した上で原告らから事実関係の聴取を行う必要があると認め、原告に対し、[REDACTED] 署で話を聞きたい旨を訴外通訳者を介して伝えたところ、原告が了承したため、同日午後3時過ぎ頃、原告らを車両（いわゆるパトカーではなく、一般の車両である。）に乗車させて[REDACTED] 署に同行した。

なお、本件公園において原告が[REDACTED] 署員に対し、帰宅したいなどの要望を述べることはなかった。

また、[REDACTED] 警部補からの連絡を受け、午後2時35分頃、本件公園に刑事課員2名も臨場し、訴外男性と訴外通訳者間のトラブルについて双方からの事情聴取を行うなどしたところ、両名の言い分が異なり、互いに有形力を行使した状況も認められたことから、訴外男性及び訴外通訳者に対しても[REDACTED] 署への出頭を求め、同署において事情聴取等を継続することとした。

2 []署における取扱状況について

- (1) []警部補らは、[]署生活安全課に到着した際、原告が、原告娘に飲み物を買いたい旨を述べたことから同署内の自動販売機を案内して飲料を購入させた後、同署4階の本件聴取室（いわゆる取調室ではない。）において事情聴取を行うこととした。[]警部補は、事情聴取のため通訳を要請するにあたり、英語での会話が可能であるか「イングリッシュ オーケー？」などと原告に尋ねると、原告が「オーケー。」と返答したため、警視庁通訳センターに英語での電話通訳を依頼し、同センター[]係員（以下「[]通訳員」という。）の通訳を介して、午後3時45分頃から、原告らからの事情聴取を開始した（乙1及び2号証）。
- (2) []警部補が、携帯電話機のスピーカー機能を用いて[]通訳員の通訳を介し、原告に対して本件状況を見ていたのか確認したところ、原告は、原告娘は訴外子を蹴っていない、原告娘から数秒も目を離していないなどと述べたため、滑り台上の状況について詳細な説明を求めたところ、原告は、「わからない。」、「見ていない。」などと答えた。[]警部補は、原告の説明に一貫性がなく事実関係が判然としないことから、原告娘本人からの事情聴取の必要性を認め、[]通訳員を介して、原告に対し、短時間原告娘と2人で話をさせてほしい旨を告げて承諾を求めたところ、原告が「オーケー。」と答えたことから、原告に本件聴取室から退出してもらい、原告娘からの事情聴取を行った。
- (3) []警部補は、[]通訳員を介して、原告娘に対し本件状況について質問したが、原告娘は、滑り台の上に登ったが訴外子を蹴っておらず、訴外子に対しては何もしていないなどと答えるのみであったため、原告娘の事情聴取を2、3分で終了し、午後4時5分頃、原告らからの事情聴取を一旦中断することとし、本件聴取室から退出した（以下、午後3時45分から午後4時5分までの聴取を、「第1回聴取」という。）。
- (4) その後、[]警部補は、生活安全課前の廊下にいた原告に対して本件聴取室に戻るよう告げたが、原告は携帯電話機でいざれかの者と通話しており、

直ちに本件聴取室に戻ることはなかった。そのため、[] 警部補が、本件聴取室で一人となる原告娘の見守りのために署員1名を入室させたところ、原告娘が泣き出し、原告娘の泣き声を聞いた原告が本件聴取室に戻って来た。

(5) [] 警部補は、原告らから聴取してもトラブルに係る事情が判明しなかったことから、訴外男性が原告らとのトラブルについて話をしたという訴外 [] 氏が本件状況等について何か知っているものと考え、[] 区役所に架電し、訴外 [] 氏から原告と訴外男性とのトラブルについて何か聞いていいないか聴取してみたが、訴外 [] 氏によれば、原告から電話を受けたが詳細は聞いていないとのことであり、本件状況等について新たな事実は確認できなかつた。

(6) 一方で、[] 巡査部長は、本件聴取室に戻り待機中の原告に対して、身振りを混ぜながら英語で、「I want to take your picture. OK?」などと写真撮影の承諾を求めるべく、原告が「オーケー。」、「イエス サー。」などと答えたことから、原告らの写真撮影を行つた。

(7) その後、[] 警部補は、改めて [] 巡査部長に事情聴取を行わせることとし、[] 巡査部長及び [] 署生活安全課員1名（以下「[] 巡査部長ら」という。）が、午後5時5分頃から、[] 通訳員を通じて、事情聴取を開始した。[] 巡査部長らは、本件公園内で事情聴取した際に原告が電話をしていた旨を述べていたことから、その点を指摘した上で、滑り台に登る原告娘を見ていたのか改めて確認すると、原告は、原告娘が滑り台に登る前に一度電話をしていたが、滑り台に登ってからは目を離さず見ており、原告娘は訴外子を蹴っていない旨を答えた。また、原告は、事情聴取中、障害のある息子が帰つて来るから、自宅に帰りたいなどと述べていたが、[] 巡査部長から、それなら帰つてもよい、また後日話を聞かせてほしいなどと伝えられると、あとどの程度時間がかかるのかと尋ねて、[] 巡査部長からもう少しである旨を伝えられると、そうであれば聴取を続けても大丈夫であるなどと述べた。

- (8) ■■■ 巡査部長らは、原告に対して原告娘からの事情聴取も行いたい旨を告げた上で、原告の承諾を得て、原告娘に訴外子が蹴られたとする滑り台の写真（乙3号証）を示しながら、身振り手振りを交え、滑り台の階段上のアーチ状の手すり部分にぶら下がった事実の有無について質問すると、原告娘は、「イエース、スイング、スイング。」と答えて事実を認めた。ところが、その直後、原告が「ノー、ノー。」と言いながら原告娘の発言を制止したため、■■■ 巡査部長は、原告に対し、「I want to talk to your daughter alone.」などと告げて原告娘からの事情聴取について承諾を求めたところ、原告が「オーケー。」と答えて承諾し本件聴取室から退出したため、原告娘からの事情聴取を再開した。
- (9) ■■■ 巡査部長らは、■■■ 通訳員を介し原告娘に対して、改めて滑り台の階段上でスイングした事実の有無について質問すると、原告娘が、アーチ状の手すり部分にぶら下がり、足振りをした事実は認めたものの、訴外子に足は当たっていないなどと答えたため、原告娘からの聴取を終了し、原告に本件聴取室に戻るよう告げ、原告娘が滑り台の階段上でアーチ状の手すり部分にぶら下がって、足を振った旨を述べていることを伝えた。すると、原告は、もし原告娘の足が訴外子にぶつかったのであれば訴外子には謝るが、訴外男性から、原告を侮辱する発言などをされたから訴外男性には謝らない旨を述べた。
- (10) ■■■ 巡査部長らは、概ね事実関係が明らかとなったと判断して事情聴取を終えることとしたが、本件公園において訴外男性が民事裁判で原告を訴える旨を述べていたことから、原告に対し、訴外男性から警察に原告の連絡先について問い合わせがあった場合に連絡先を教示してよいか確認すると、原告は「オーケー。」、「イエス、サー。」などと答えて了承したため、本件当日午後5時45分頃、事情聴取を終了した（以下、午後5時5分から午後5時45分までの聴取を「第2回聴取」という。）。

なお、■■■ 巡査部長らが、原告に対し、連絡先の教示について強要した事

実はない。また、第2回聴取を終了した際、原告は、息子を [] 警察署に連れてきてもらうことになったので同署で待たせてほしい旨を述べたが、訴外男性も同署内の別の階で事情聴取を受けており、原告を同署1階の受付で待たせた場合、事情聴取を終えた訴外男性と原告が顔を合わせて再度トラブルになるおそれがあることから、[] 巡査部長は、原告に対し、生活安全課前の廊下に設置されているソファで待つよう伝え、その後、午後6時25分頃に原告の息子が同署に到着したことから、原告らを1階正面出入口前まで見送り、取扱いを終了している。

3 訴外男性に対する原告連絡先の教示等について

[] 警部補は、午後7時頃、[] 署での事情聴取を終えた訴外男性から電話で、民事裁判を目的として原告の氏名及び住所等の連絡先の教示依頼を受けたが、電話での回答はできないため直接訴外男性宅に赴く旨を伝えて電話を切り、訴外男性宅において、当該目的以外での原告住所等の使用は厳に慎むよう注意した上で、原告連絡先を訴外男性に教示した。

なお、この際、[] 警部補は、訴外男性に対して、原告から訴外男性の連絡先の教示依頼があった場合に教示してよいか確認したところ、訴外男性は、弁護士を通じて対応するなどと述べ、教示を拒否した。このため、[] 警部補は、令和3年6月10日、[] 署において、原告ら代理人から、訴外男性の連絡先を教示してほしいとの要望を受けたが、教示できない旨を回答した。

第3 原告らの主張に対する反論

本件訴訟において、原告らは要するに、原告らと訴外男性間のトラブルにつき、[] 署員らが、人種差別意識に基づいて原告らの権利利益を侵害する身体拘束等を伴った事情聴取を行ったり、原告の意に反して原告の連絡先を訴外男性に違法に教示したことにより、精神的苦痛を被ったなどと主張して、国家賠償法（以下「国賠法」という。）に基づき、被告に対して損害賠償請求をしているものと解されるが、以下のとおり、原告の主張は失当である。

1 本訴における違法性判断基準

国賠法上の「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することとされており（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ）、公務員が職務上遵守すべき法的義務に違背したか否かの判断は、いわゆる職務行為基準説のうち合理的理由欠如説によることが判例上確立されている（最高裁昭和53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367ページ、最高裁平成元年6月29日第一小法廷判決・民集43巻6号664ページ等）。

したがって、本訴における国賠法上の違法性の有無は、■署員が、当時の具体的な事実関係の下で、原告らの事情聴取及び訴外男性に対する連絡先の教示の必要性があると判断したことが合理性を有するか否かという観点から判断されるべきである。

2 ■署員らの取扱いに国賠法上の違法はないこと

(1) 事情聴取の実施に違法はないこと

ア 事情聴取の必要性があったこと

原告らは、訴外男性とのトラブルの原因は、幼児の喧嘩であり、訴外子が怪我もしていない軽微な事案であって、警察官が関わるような事件性のある事案ではないから、原告らを警察署に連行して、事情聴取を行う必要性はなかったなどと主張する（訴状17及び18ページ）。

しかしながら、本件における訴外男性の訴えは、滑り台上において訴外子（当時1歳）が原告娘（当時3歳）に胸付近を蹴られたというものであって、場合によっては訴外子が階段下に転落して大怪我をする可能性も十分にあったといえる事案であるから、刑事手続等が必要ないからといって警察の関与を要しない極めて軽微な事案であるとはいはず、原因の解明等を行って、同種事案の防止等のため関係者に必要な指導警告等を行うことは、警察法2条における個人の生命、身体等の保護に任ずる警察官の職務上の義務と認められる。

そのような義務がある以上、本件公園に臨場した [] 警部補らは、110番通報の原因となった原告と訴外男性とのトラブルに係る事実関係を把握する必要があったところ、上記第2、1、(1)、ウ（本書面9ページ）及び第2、1、(2)、ウないしオ（本書面11及び12ページ）で述べたとおり、訴外男性は [] 署員に対し、滑り台の各地点を指示しながら訴外子が蹴られた際の状況を具体的に述べるなど、一貫して原告娘に訴外子が蹴られた旨を申し立て、訴外男性の妻も訴外男性の説明と整合する説明をしている一方、原告は、原告娘を見ていたとは述べるもの、滑り台上の状況については「分からない。」、「電話していた。」などと言うばかりで具体的な説明ができず、防犯カメラや目撃者の供述等の客観的証拠や第三者の供述も得られなかつたため、関係者からより詳細に事情聴取を行う以外に事実関係を明らかにする手段はなかつたのである。

したがって、本件公園と比較してより正確な事情聴取が可能となる通訳の利用等環境の整った [] 署において事情聴取を継続する必要性は優に認められ、[] 警部補らが、原告らに対して同署への同行を求めたことに不合理はない。

イ 事情聴取の方法が相当であること

(7) 原告らを不当に拘束した事実はないこと

原告らは、[] 署員が原告らの帰宅要望を聞き入れず、警察署へ連行した上、身体を不当に長時間拘束したなどとも主張する（訴状18ないし20ページ）。

しかしながら、[] 署員は、本件公園において、原告らと訴外男性間のトラブルのほか、同トラブルに関して発生した訴外男性と訴外通訳者に係る事案も平行して取り扱っており、臨場した [] 署員は、それらの事案解明のため、原告ら、訴外男性及び訴外通訳者からの事情聴取だけでなく、現場の写真撮影や客観的資料となる防犯カメラの確認及び目撃者からの事情聴取も行っていたのであるから、本件公園での取扱いに1時間30分程度要したとしても、原告らを不当に公園に留め置いたこと

にはならない。そして、[] 警部補らが、本件公園において事情聴取を行っている間や原告らに対して[] 署への同行を求めた際、原告は、原告娘に昼食を摂らせたいなどと要望したり、事情聴取に応じたくないなどと一切述べておらず、訴外通訳者を通じた同行の求めも何ら拒否することなく承諾していたのであるから、[] 署に強制的に連行された旨の原告らの主張は事実に反する。

そして、[] 署に同行後においては、[] 通訳員を介して原告らの事情聴取等を行っているところ、通訳員を介しない事情聴取と比較して聴取時間は少なくとも2倍以上となることはやむを得ないともいえるが、原告らに対する事情聴取は、第1回及び第2回聴取を会わせても1時間程度であって（すなわち、実質の聴取時間は30分程度である。）、原告が本件状況について明確な供述をしておらず、繰り返し事情聴取する必要があった上、必要に応じて原告娘からの事情聴取も行ったことからすれば、[] 署における聴取時間がおよそ社会通念上相当でないほどの長時間であったとは到底認められない。加えて、事情聴取中、[] 巡査部長らに対して、原告が、原告の息子が帰宅するので帰りたいなどと述べた際には、上記第2、2、(7)（本書面15ページ）のとおり、[] 巡査部長は原告に対し、帰ってもよいと告げているところ（なお、これ以前に原告から帰宅の申出がなされた事実はない。）、間もなく事情聴取が終わると知った原告が、自ら[] 署に息子を連れてきてもらうよう手配し（甲6号証）、事情聴取を継続してよいと述べたために継続したものであって、[] 署員が、原告の意思に反してその身体を拘束して事情聴取を継続した事実はない。

なお、原告らは、事情聴取中、食事やトイレに行ったりオムツを交換することさえも許されなかつたなどとも主張するが（訴状13及び25ページ）、そもそも、そのような申出自体がなされていないし、この点をおくとしても、原告が、[] 署に同行後、携帯電話機を自由に利用し

ていたことからすれば（甲4号証の2、甲5号証）、■署員らが原告らの行動を制限した事実は認められないし、第1回聴取終了後から第2回聴取開始までの約1時間、写真撮影が行われた以外の時間、原告らは休憩を取っていたのであるから、食事等の休憩が許されなかつたなどという状況になかつたことは明らかであり、原告の主張は事実に反する。

(1) 通訳の方法に違法はないこと

原告らは、■署における事情聴取に際して、母語である■語の要否を確認しなかつた上、対面通訳と比較して精度の落ちる電話通訳を実施したことは、社会通念上相当性を欠くなどとも主張する（訴状21ないし23ページ）。

しかしながら、本件公園内において、原告は訴外通訳者を介して英語で■署員と会話しており、その際、原告から英語での通訳について、意思の伝達に支障を生ずるなどとの申告や■語の通訳を求めたりした事実はなく、■署における電話通訳を介しての事情聴取においても、上記第2、2、(1)（本書面14ページ）で述べたとおり、原告は英語を介しての事情聴取を承諾し、その後も英語での電話通訳に何ら不都合は生じていない。そして、■国 の母語は■語ではあるが、英語は公用語として用いられている上、原告は、日常的に英語を用いているのであるから（乙4号証、甲6号証）、原告の英語能力は十分であるといえる。したがって、原告らとの関係において、■警部補らに、原告らに母語での通訳の要否を確認する義務など生じ得ないし、ましてや電話通訳は、要請した通訳者が■署に到着するのを待つ必要がなく直ちに事情聴取が可能となるところ、電話通訳に支障が認められない状況下において、対面通訳を実施しなければならない義務も同様に生じ得ないのであるから、原告の主張は失当である。

(イ) 原告らに訴外男性の言い分を認めるよう迫った事実はないこと

原告らは、最大5名の警察官が原告らを取り囲んで事情聴取を行った上、訴外男性の言い分を裏付ける資料等も提示しないまま、■警部補が「私は彼を信じる」、「彼は正しい」などと原告らに述べたり、訴外■氏に対し原告に原告娘が訴外子を蹴ったことを認めるよう説得してくれないかなどと告げ、原告に訴外男性の言い分を認めさせようとしたなどとも主張する（訴状11ページ）。

しかしながら、訴外男性の言い分を認めるよう迫った事実は存在しない。上記第2、2（本書面14ないし17ページ）で述べたとおり、本件聴取室に入室した■署員は最大で2名であって、本件聴取室には原告らのほかに5名の警察官が入る余地などなく（乙5号証）、原告らに加え5名の警察官が密集して原告らの事情聴取を行ったなどという原告の主張は極めて不自然である。また、原告も述べるとおり、本件は刑事手続等が必要な事案ではなく、事案の解明のための事情聴取にすぎないのであるから、■警部補が、原告らに「私は彼を信じる」などと申し向け、無理やり事実をねじ曲げる理由も必要性も認められないし、そもそも、■通訳員を介した上で原告らから詳細な事情聴取を行ったのは、防犯カメラの映像や警備員からの目撃状況がなく、原告らの事情聴取を行わなければ事情が判明しなかったことによるものであるから、資料等が提示されないのは当然のことであって、資料等を示さず、訴外男性の言い分を認めるように迫ったなどという原告の主張は何ら根拠に基づかないものといわざるを得ない。

(ロ) 原告娘の事情聴取に違法はないこと

原告らは、原告娘を単独にした状態での事情聴取は、犯罪捜査規範203条及び204条並びに少年警察活動規則32条3項及び警視庁警察活動規程8条2項3号に反する行為であるなどと主張する（訴状26及び27ページ）。

しかしながら、これらの規程等は、少年の健全な育成を目的として、少年と面接する際における立会いに関する配慮の必要性を規定するにとどまり、必要性が認められる場合においてまで単独での面接を許容しない旨を規定しているとまでは認められないし、もとより [REDACTED] 警部補らは、年齢的にも原告娘を犯罪少年として取り扱った事実はなく、上記規程等が適用される余地はないから、原告の主張は前提を欠く。

そして、本件においては、上記第2、2、(2)（本書面14ページ）で述べたとおり、[REDACTED] 警部補が聴取した際には、結局のところ、原告が滑り台上の状況について見ていないなどと述べ、本件状況が明らかにならなかつたことから、原告娘からの事情聴取が必要と認めたものであるし、[REDACTED] 巡査部長が原告同席のもと、原告娘から本件状況を聴取した際には、原告は、原告娘の自発的発言を制止したのであるから、事案解明のために[REDACTED] 警部補らにおいて原告娘単独で事情聴取を行う必要があつたと認めたことに不合理はないというべきであるし、[REDACTED] 警部補らによる事情聴取は、いずれも原告の承諾を得た上で極めて短時間かつ簡易なものにすぎず、その方法も相当といえ、なんら違法とのそしりを受けるような態様でなかつたことは明らかである。

(イ) 原告らの写真撮影は承諾を得た上で任意に行われたものであること

原告らは、[REDACTED] 警部補らは原告らに意思確認することなく、原告らの写真撮影を強行したなどとも主張する（訴状13、28及び29ページ）。

しかしながら、原告らの写真撮影を行つた[REDACTED] 巡査部長は、上記第2、2、(6)（本書面15ページ）で述べたとおり、原告らからの承諾を得た上で写真撮影を行つており、原告の主張は事実に反する。[REDACTED] 巡査部長が、原告らの意思に反して原告らの写真撮影を行つたものでないことは、この際に撮影された写真において、原告娘がピースサインをして写つていることからも明らかであり（乙6号証の1ないし4）、仮に原告が真

に写真撮影を承諾しなかつたのであれば、原告娘に対してそのような姿勢をとることを止めさせたり、原告自身も顔を隠すなどの行動をとることが可能であったはずであるが、撮影された写真からは、そのような状況は一切うかがえないのであるから、原告の主張は事実に基づかず、失当である。

(a) 小括

以上のとおり、原告らからの事情聴取において、原告らを不当に拘束した事実等は認められず、適正かつ妥当な方法で実施されたものであることは明らかであるから、事情聴取の実施に違法がないことは明らかである。

(2) 連絡先の教示が社会通念上不相当とはいえないこと

原告らは、訴外男性に対する連絡先の教示を明確に拒否したにもかかわらず、原告の承諾がないまま、原告の連絡先を訴外男性に教示したのであるから、個人情報保護条例上の目的外提供に該当するなどと主張する（訴状29ないし32ページ）。

しかしながら、原告に連絡先の教示について承諾を求めた状況は、上記第2、2、¹⁰（本書面16及び17ページ）で述べたとおりであって、████████警部補は、原告の承諾を得た上で訴外男性に対して原告の連絡先を教示したものであるから、個人情報保護条例上の目的外利用に該当する余地はない。

また、原告らは、████████警部補から、「オワラナイ」などと連絡先の教示について執拗に承諾を求められたとも主張するが、上記第2、2（本書面14ないし17ページ）で述べたとおり、████████警部補は第2回聴取の際は原告らからの事情聴取を行っていないし、████████巡査部長においては、原告が連絡先の教示に応じなければ事情聴取が終わらないなどといった発言など一切していない。そして、警察において取り扱った当事者の一方の連絡先をもう一方の当事者に教示する義務はないのであるから、████████警部補らに原告

に対して執拗に承諾を求める理由はなく、同意が得られなければ回答をしないだけのことである。このことは、現に、原告らが代理人を通じ、■署に對し訴外男性の連絡先について教示を求めたのに対し、訴外男性からの承諾がなく、また弁護士法等の法令に基づく照会でもないことから、同署が訴外男性の連絡先を回答しなかつたことからしても明らかである。

そして、原告の同意を得た上で訴外男性に原告連絡先を教示した行為は、訴外男性が民事裁判で訴えるためとの申告に基づくものであるから、連絡先を教示する必要性がおよそ認めらない場合であるとまではいえないのであり、その方法についても、訴外男性からの電話により原告らの連絡先の教示依頼を受けた ■ 警部補が、電話での回答ではなく訴外男性宅に赴き、直接目的外利用をすることのないよう注意した上で教示したものであるから、個人情報の取扱いに十分な注意を払った相当な行為と認められ、何ら違法な行為とは認められない。

(3) ■ 署員らの取扱いに人種差別は認められないこと

原告らは、本訴において ■ 署員らは原告らに対する人種差別の意識を持っており、訴外男性の差別的言動を阻止しなかつたとか、原告らを見下した態度であった上、違法な事情聴取等を行って原告らの権利利益を侵害したこととも主張する（訴状33ないし37ページ）。

原告らのいう、人種差別の意識というは具体的にどのようなものを指すのか明確ではないが、上記第2、1、(1)、カ（本書面10及び11ページ）で述べたとおり、 ■ 巡査長らは、訴外男性が怒鳴りながら原告に近寄る状況を制止しながら訴外男性の発言を注意しているし、 ■ 警部補においても上記第2、1、(2)、キ（本書面13ページ）で述べたとおり、原告娘を「お前」と呼称した上で、「日本語しゃべれねえのか。」などと発言した事実は一切ない。 ■ 警部補が原告娘に対して「少しも日本語話せないの？」と尋ねた行為はあるが、これは、一見して外国人と分かる原告らの事情聴取に

あたり、日本語の理解度を尋ねる目的でなされたものであり、それ自体はごく自然なものであって、人種差別とのそしりを受けるいわれはない。そして、

■署員による取扱いは、上記第2、1及び2（本書面9ないし17ページ）のとおりであって、原告らの事情聴取に通訳を用いた以外は日本人に対するものと何ら変わりがないものであるし、原告らが外国人であるという事実だけをもって原告娘が訴外子を蹴ったなどと決めつけた事実もないから、

■署員が人種差別の意識を持って原告らを不当に取り扱った事実など認められず、原告の主張は前提を欠き、失当である。

(4) 小括

以上のとおり、■署員らが、人種差別意識に基づいて原告らの身体拘束等を伴う違法な事情聴取を行った上、原告らの意に反して連絡先を教示したとする原告らの主張が失当である一方、当時の具体的状況からして、■署員らにおいて原告らの事情聴取及び訴外男性に対する連絡先の教示の必要があると判断したことには不合理はなく、いずれの方法も相当と認められるのであるから、■署員らの原告らに対する取扱いに国賠法上の違法はない。

第4 結語

以上述べたとおり、原告らの請求に理由がないことは明らかであるから、本訴請求は速やかに棄却されるべきである。